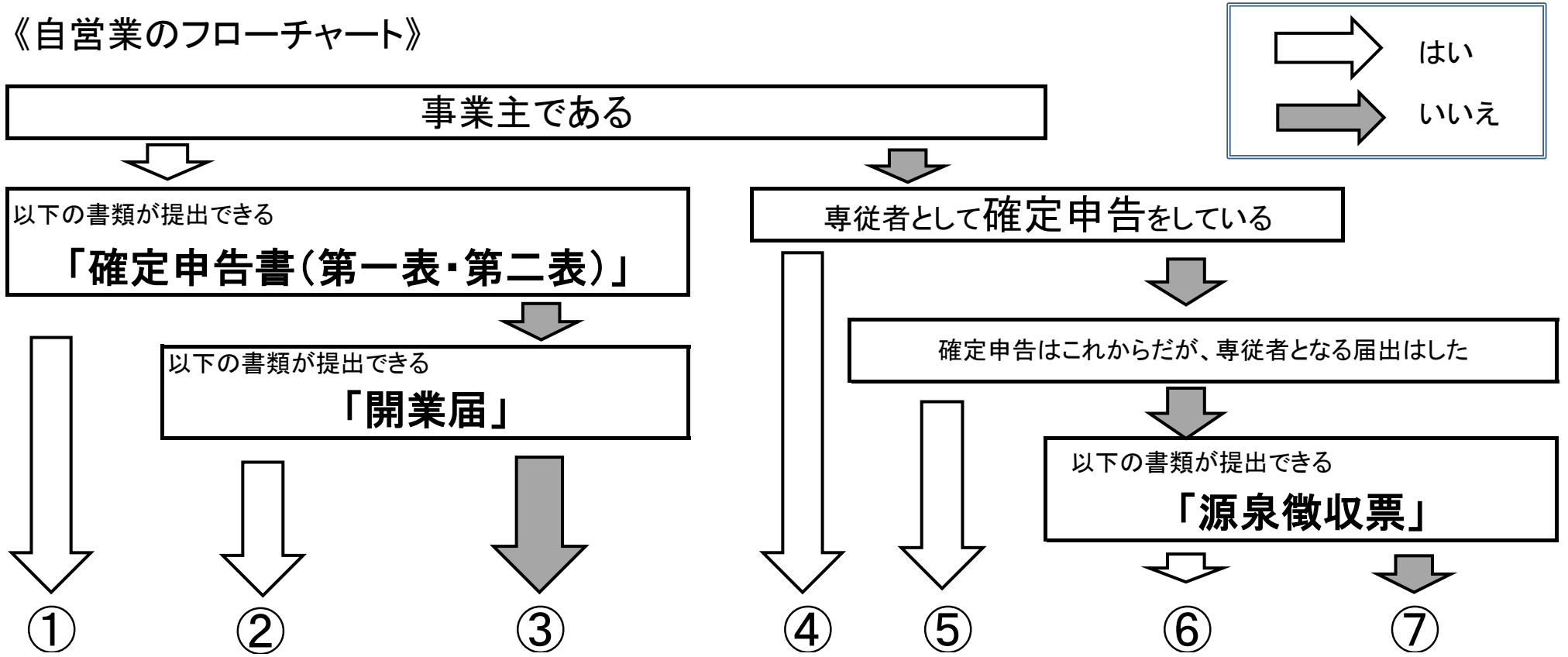


令和6年4月1日時点で就労要件(自営業)で保育を必要とする方は、保育認定(変更)申請時や現況届時に提出する書類が変わります。

就労証明書に加え、自営業を証明するための添付書類が必要です。  
以下のフローチャートに従い、該当する必要書類を揃えてください。

## 《自営業のフローチャート》



該当する番号の就労証明書の記入方法と必要書類を下記の表で確認してください。

**【注意】**②、③、⑤、⑦は、開業・就業後1年未満の方のみ選択できます。2年目以降の方は、確定申告・源泉徴収票を提出してください。

就労証明書を記入・証明する人	添付書類(いずれの書類も写しで構いません)	現況届等の提出書類 ※
事業主 (本人)	① 「確定申告書(第一表・第二表)」 原則、前年度実施のもの(直近)	「確定申告書(第一表・第二表)」
	② <u>開業・就業後1年未満の方のみ</u> 「開業届」および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
	③ <u>開業・就業後1年未満の方のみ</u> 事業内容がわかる書類 および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
事業主	④ 「確定申告書(第一表・第二表)」 原則、前年度実施のもの(直近)で専従者氏名の記載があるもの	「源泉徴収票」
	⑤ <u>開業・就業後1年未満の方のみ</u> 「(事業主の)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書」および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
	⑥ 「源泉徴収票」 就労証明書に記載された事業主が発行した給与に関するもの	
	⑦ <u>開業・就業後1年未満の方のみ</u> 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	

※自営業とは保護者や祖父母が「法人格のない事業主である」または「事業主が親族である法人格のない会社等で働く」場合を指します。

**※ 開業もしくは就業後1年を経過した場合、必ず提出していただく書類です。確認がとれない場合、保育要件として認めることができません。**